

## 結核に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件の概要

### (1) 改正の趣旨

結核については、「結核に関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 72 号。以下「指針」という。）に基づき、予防のための施策を総合的に推進しているところであるが、昨今の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、所要の見直しを行う。

### (2) 主な改正事項

#### 前文

- ・結核を取り巻く状況についての認識及び指針の目的等について見直しを行う。

#### 第一 原因の究明

- ・結核の発生状況の把握に当たり、薬剤感受性検査及び分子疫学的手法からなる病原体サーベイランスの構築に努めることの必要性を追記する。

#### 第二 発生の予防及びまん延の防止

- ・我が国における結核患者の多くは高齢者であるとともに、基礎疾患を有する結核患者が増加していることから、これらの者に対し、咳、喀痰、微熱等の有症状時において、早期受療の勧奨等きめ細やかな対応を行うことの重要性を追記する。
- ・早期発見の観点から、結核以外の疾患で入院している高齢者等についても、結核に感染している可能性を念頭に置く必要があることについて、医療従事者に周知することの重要性を追記する。
- ・高齢者については、結核を念頭に置いた健診を実施できるよう、必要に応じ、主治医等に健診を委託すること等の重要性を追記する。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 17 条に基づく結核に係る健康診断においては、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査（感染源や感染経路を解析するための調査）の実施を推進していくことを追記する。
- ・都道府県知事、保健所設置市の長及び特別区の長は、結核の集団感染が判明した場合に感染症法第 16 条に基づき情報を公表するに当たっては、個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、個々の症例ごとに具体的な公表範囲を検討すべきことを追記する。
- ・感染症法第 17 条に基づく結核に係る健康診断の実施に当たっては、必要かつ合理的な範囲で対象者を選定するとともに、リンパ球の菌特異たん白刺激によるインターフェロン遊離試験及び分子疫学的手法を積極的に活用することの重要性を追記する。
- ・BCG 接種後にコッホ現象が発症した者が適切な対応を受けられるよう、その対応方法を医療従事者に周知するとともに、住民に対してコッホ現象に関する正確な情

報を提供することの必要性を追記する。

### 第三 医療の提供

- ・結核のまん延を防止する観点から、病原体の保有者であって治療を要する者（以下「潜在性結核感染症患者」という。）に対する治療を積極的に推進することを追記する。
- ・結核病棟の閉鎖等に伴い、都市部では結核治療に必要な病床数が不足しており、また、結核に係る医療へのアクセスが困難な地域もあることから、必要な結核病床の確保及び結核に係る医療提供体制の再構築の必要性を追記する。
- ・都道府県の区域では、標準的な治療のほか、多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核の治療を担う中核的な病院を確保するとともに、地域ごとに合併症治療を主に担う基幹病院を実情に応じて確保する等、地域医療の連携体制の整備を進めることの重要性を追記する。また、中核的な病院での対応が困難な結核患者を受け入れ、地域医療の連携体制を支援する高度専門施設を国内に確保することの重要性を追記する。
- ・国及び地方公共団体が服薬確認を軸とした結核患者への支援を全国的に普及・推進していくに当たっては、直接服薬確認（以下「DOTS」という。）の実施状況等を検討するDOTSカンファレンスや治療の状況等を評価するコホート検討会の実施、治療履歴や服薬状況が分かる地域連携パスの導入等により、関係機関の連携体制の強化を図ることを追記する。
- ・医療機関においては、外来治療やDOTSを含めた結核患者への一体的な支援を推進するとともに、特に都市部の住所不定者等が多い地域では、これらの者を対象とする外来医療施設の整備を検討すべきことを追記する。
- ・地域DOTSが有効な患者支援となるよう、結核患者に対し、入院中からDOTSを十分に提供することを徹底することを追記する。
- ・結核菌検査に当たっては、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下「結核研究所」という。）、地方衛生研究所、医療機関、民間の検査機関等の関係機関が連携して精度管理を行うことの必要性を追記する。
- ・地域医療の連携体制の構築のため、保健所が中心となり、医師会の協力を得るよう努めることや、介護・福祉分野との連携を行うこと等の重要性を追記する。

### 第四 研究開発の推進

- ・結核のり患リスクが高いグループや感染リスクのある場所を特定するとともに、感染経路の把握や海外からの結核菌の輸入が国内感染に与える影響を検証するため、分子疫学的手法を用いた研究を推進することの必要性を追記する。
- ・結核に係る新薬等を早期に臨床現場に適用するための臨床研究等を推進することの重要性を追記する。

### 第五 国際的な連携

改正事項なし

## 第六 人材の養成

- ・人材の養成に当たっては、国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）のほか、大学、関連諸学会、独立行政法人国立病院機構の病院（以下「国立病院機構病院」という。）等の関係機関が教育研修を連携して実施することの重要性を追記する。
- ・結核医療に従事する医師や看護師が減少している中、地域における患者の相談体制を確保するため、国立病院機構病院、結核研究所等の関係機関がネットワークの強化を図っていくことの必要性を追記する。

## 第七 普及啓発及び人権の尊重

- ・都道府県が開催する結核予防技術者地区別講習会等を通じ、国、都道府県等及び医療機関が結核に係る取組み等に関する情報を共有する等の連携を図ることの重要性を追記する。

## 第八 施設内(院内)感染の防止等

- ・小児結核の診療経験を有する医師が減少しているため、小児結核を診療できる医師の育成、小児結核に係る相談対応、重症患者への対応等、小児結核に係る診療体制の確保のための取組みの必要性を追記する。

## 第九 具体的な目標等

- ・平成 27 年までに、人口 10 万人対結核り患率を 15 以下とするほか、再治療を受けている肺結核患者の割合を 7 パーセント以下とする成果目標を新たに設定する。
- ・平成 27 年までに、全結核患者に対する DOTS 実施率を 95 パーセント以上とするほか、治療を開始した潜在性結核感染症患者のうち治療を完了した者の割合を 85 パーセント以上とする事業目標を新たに設定する。

### (3) 根拠法令

- ・感染症法第 11 条第 1 項
- ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 20 条第 1 項

### (4) 公布日等

- ・公布日 平成 23 年 4 月上旬（予定）
- ・施行日 公布の日